

## 五監公告第18号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年11月6日

五泉市監査委員

浅井 昇  
剣持 雄吾

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 措置を講じた対象課

総務課

### 3. 監査の期間

令和7年9月30日～令和7年10月28日

### 4. 監査の結果及び講じた措置内容

	監査の結果(指摘事項)	措置内容
①	五泉市認可地縁団体印鑑条例第10条において、印鑑登録原票の登録事項のうち変更に係るものが生じたことを知ったとき、職権によりこれを修正すると規定しているが、長期にわたり修正が行われていない。条例の規定について再確認し、適正な事務処理に努められたい。	指摘事項について、条例の規定について再確認し、印鑑登録原票について修正を行いました。 今後は、このようなことがないよう十分注意して、適正な事務処理に努めてまいります。
②	公印の一つである市役所印について、五泉市公印規程に定められたひな形と印影が異なっており、そのまま公印台帳にも登録されている。公印規程と整合性の取れた適正な管理に努められたい。	指摘事項について、五泉市公印規程を一部改正し、整合性を図りました。 今後は、五泉市公印規程を遵守し、適正な管理に努めてまいります。